

外国人介護人材受入れについて

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

1. 介護人材確保の状況

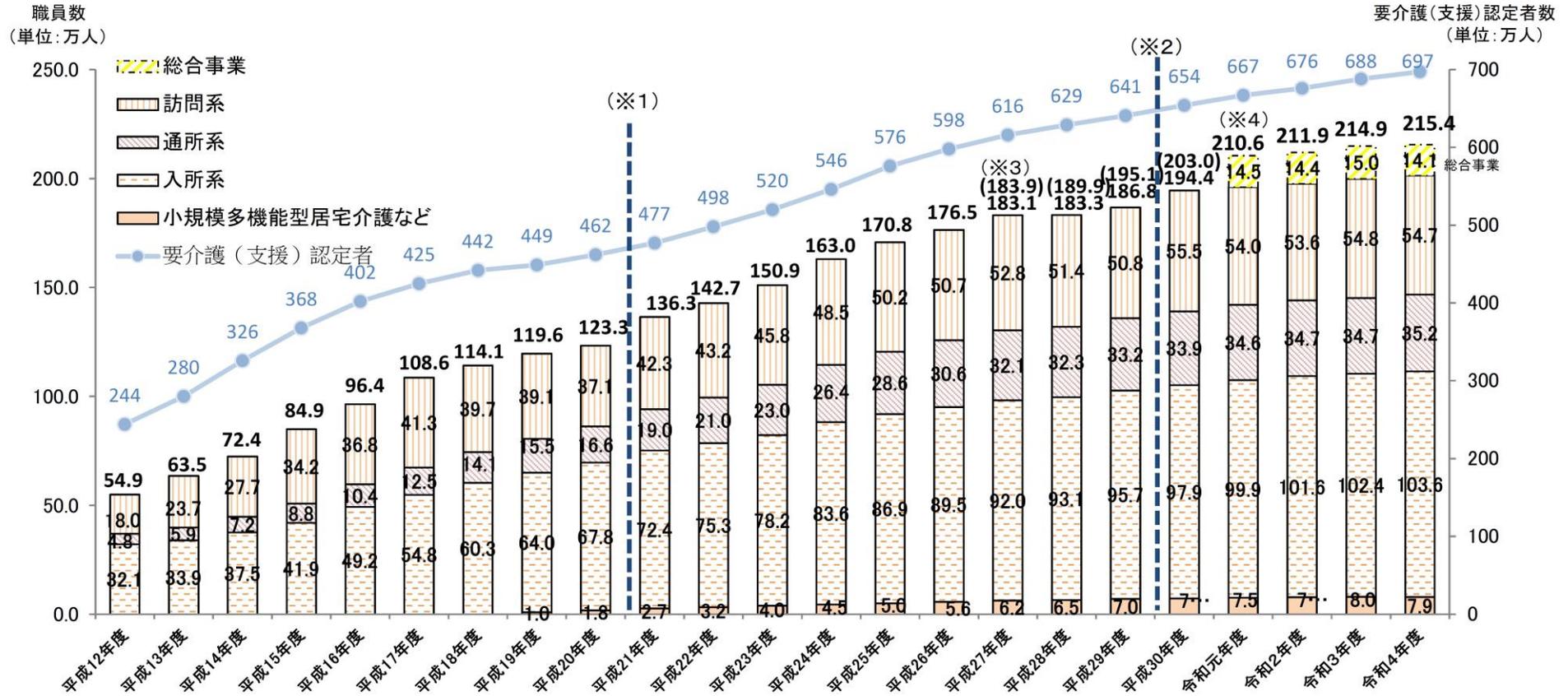
2. 介護人材の必要数と介護人材確保対策

3. 外国人介護人材受入れに関する制度

4. 福岡県の取組

介護職員数の推移

○ 本表における介護職員数は、介護保険給付の対象となる介護サービス事業所、介護保険施設に従事する職員数。



注1) 介護職員数は、常勤、非常勤を含めた実人員数。(各年度の10月1日現在)

注2) 調査方法の変更に伴い、推計値の算出方法に以下のとおり変動が生じている。

【出典】厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」(介護職員数)、「介護保険事業状況報告」(要介護(要支援)認定者数)

平成12～20年度 「介護サービス施設・事業所調査」(介サ調査)は全数調査を実施しており、各年度は当該調査による数値を記載。

平成21～29年度 介サ調査は、全数の回収が困難となり、回収された調査票のみの集計となったことから、社会・援護局において全数を推計し、各年度は当該数値を記載。(※1)

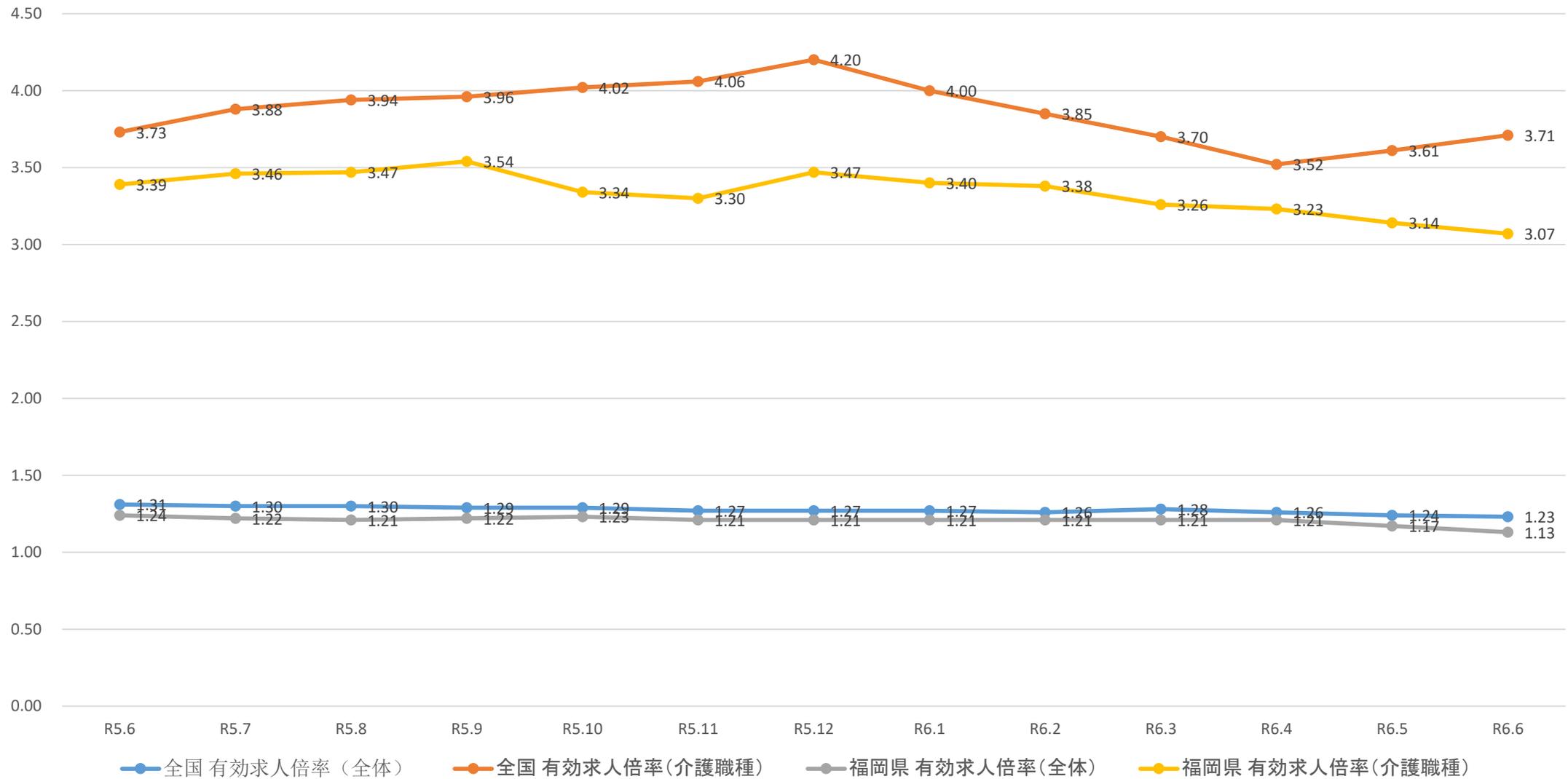
平成30年度～ 介サ調査は、回収率に基づき全数を推計する方式に変更。(※2)

注3) 介護予防・日常生活支援総合事業(以下「総合事業」という。)の取扱い

平成27～30年度 総合事業(従前の介護予防訪問介護・通所介護に相当するサービス)に従事する介護職員は、介サ調査の対象ではなかったため、社会・援護局で推計し、これらを加えた数値を各年度の()内に示している。(※3)

令和元年度～ 総合事業も介サ調査の調査対象となったため、総合事業に従事する介護職員(従前の介護予防訪問介護・通所介護相当のサービスを本体と一体的に実施している事業所に限る)が含まれている。(※4)

全国と福岡県の有効求人倍率の推移



【出典:全国 厚生労働省「職業安定業務統計」、福岡県 福岡労働局「事例・統計情報」】

1. 介護人材確保の状況

2. 介護人材の必要数と介護人材確保対策

3. 外国人介護人材受入れに関する制度

4. 福岡県の取組

福岡県の介護人材の必要数

○介護職員数の需要推計

(単位：人)

区 分	2022 年度 (令和 4 年度)	2026 年度 (令和 8 年度)	2040 年度 (令和 22 年度)
介護職員数	86,049	94,458	110,072



2022年度の約8万6千人に加え、2026年度末までに約8千5百人
(年間2千人程度)の介護人材を確保する必要がある

総合的な介護人材確保対策（主な取組）

① 介護職員の 処遇改善

- 介護人材の確保のため、これまでに累次の処遇改善を実施。介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算の創設・拡充に加え、介護職員の収入を2%程度（月額平均6,000円相当）引き上げるための措置を、2024年2月から5月まで実施。
- 令和6年度報酬改定では、以下の改正を実施。
 - ・ 介護職員の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、3種類の加算を一本化。
 - ・ 介護現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、加算率を引き上げ。

② 多様な人材の 確保・育成

- 介護福祉士修学資金貸付、実務者研修受講資金貸付、介護・障害福祉分野就職支援金貸付、再就職準備金貸付による支援
- 中高年齢者等の介護未経験者に対する入門的研修の実施から、研修受講後の体験支援、マッチングまでを一体的に支援
- 多様な人材層の参入促進、介護助手等の普及促進
- キャリアアップのための研修受講負担軽減や代替職員の確保支援
- 福祉系高校に通う学生に対する返済免除付きの修学資金の貸付を実施

③ 離職防止 定着促進 生産性向上

- 介護ロボット・ICT等テクノロジーの導入・活用の推進
- 令和6年度介護報酬改定による生産性向上に係る取組の推進（介護報酬上の評価の新設等）
- 介護施設・事業所内の保育施設の設置・運営の支援
- 生産性向上ガイドラインの普及、生産性向上の取組に関する相談を総合的・横断的に取り扱うワンストップ相談窓口の設置
- 悩み相談窓口の設置、若手職員の交流推進
- オンライン研修の導入支援、週休3日制、介護助手としての就労や副業・兼業等の多様な働き方を実践するモデル事業の実施

④ 介護職の 魅力向上

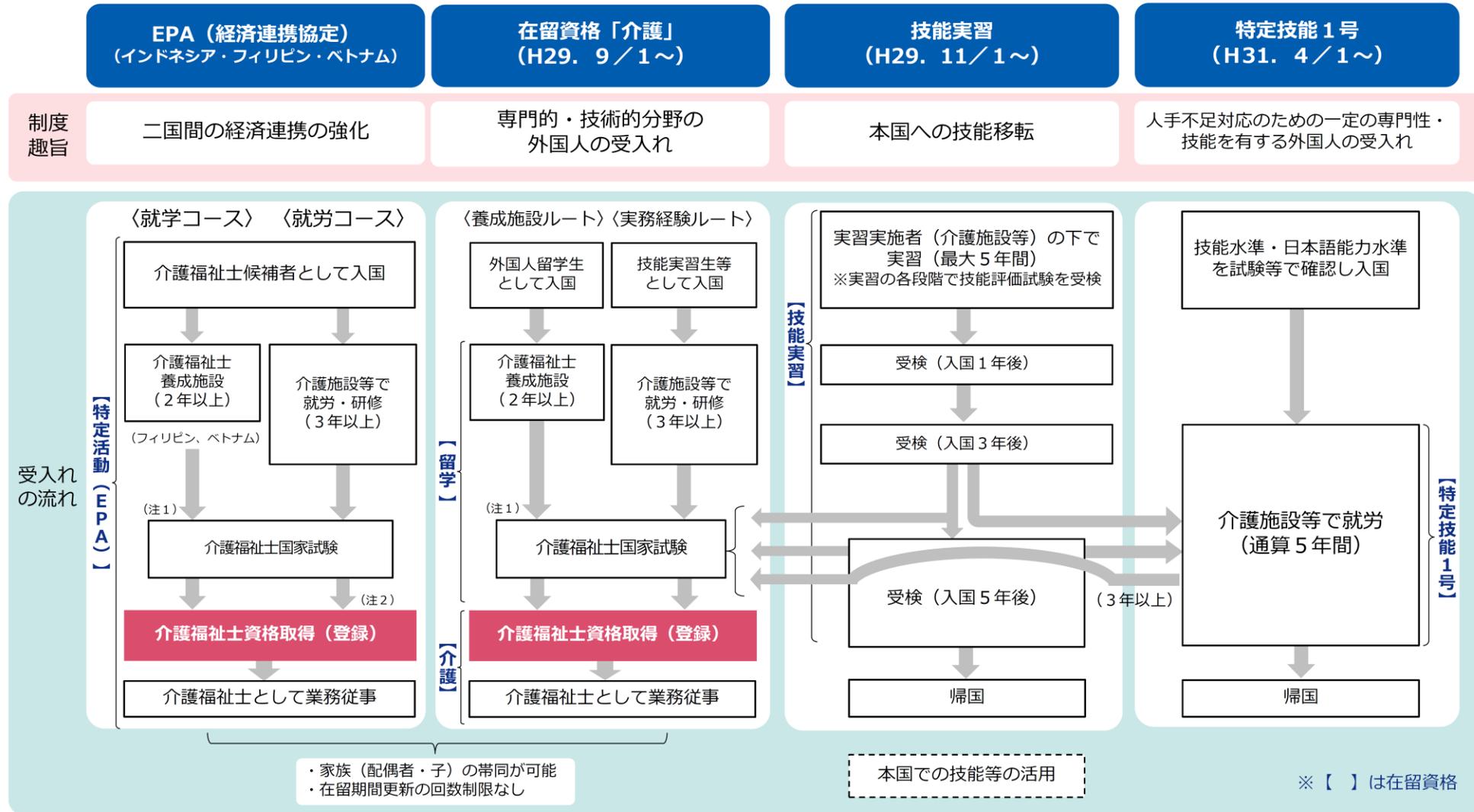
- 学生やその保護者、進路指導担当者等への介護の仕事の理解促進
- 民間事業者によるイベント、テレビ、SNSを活かした取組等を通じて全国に向けた発信を行い、介護の仕事の社会的評価の向上を図るとともに、各地域の就職相談のできる場所や活用できる支援施策等の周知を実施

⑤ 外国人材の 受入れ環境整備

- 介護福祉士を目指す留学生等の支援（介護福祉士修学資金の貸付推進、日常生活面での相談支援等）
- 介護福祉士国家試験に向けた学習支援（多言語の学習教材の周知、国家試験対策講座の開催）
- 海外12カ国、日本国内で特定技能「介護技能評価試験」等の実施
- 海外向けオンラインセミナー等を通じた日本の介護についてのPR
- 働きやすい職場環境の構築支援（国家資格の取得支援やメンタルヘルスのケアのための経費助成、eラーニングシステム等の支援ツールの導入費用の助成、介護の日本語学習支援、巡回訪問等）

1. 介護人材確保の状況
2. 介護人材の必要数と介護人材確保対策
3. 外国人介護人材受入れに関する制度
4. 福岡県の取組

外国人介護人材受入れの仕組み



(注1) 平成29年度より、養成施設卒業者も国家試験合格が必要となった。ただし、令和8年度までの卒業者には卒業後5年間の経過措置が設けられている。

(注2) 4年間にわたりEPA介護福祉士候補者として就労・研修に適切に従事したと認められる者については、「特定技能1号」への移行に当たり、技能試験及び日本語試験等を免除。

外国人介護職員を雇用できる4つの制度の概要

雇用できる外国人介護職員は介護福祉士の資格を持っている？

外国人介護職員にはずっと働いてもらえる？

EPA EPA(経済連携協定)に基づく外国人介護福祉士候補者の雇用 → 6ページへ

資格なし ただし、資格取得を目的としている

資格取得後は永続的な就労可能
一定の期間中に資格取得できない場合は帰国

介護 日本の介護福祉士養成校を卒業した在留資格「介護」をもつ外国人の雇用 → 7ページへ

介護福祉士

永続的な就労可能

技能実習 技能実習制度を活用した外国人(技能実習生)の雇用 → 8ページへ

資格なし ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能

最長5年
※1
※2

特定技能 在留資格「特定技能1号」をもつ外国人の雇用 → 9ページへ

資格なし ただし、実務要件等を満たせば、受験することは可能

最長5年
※1
※2

外国人介護職員は母国での資格や学習経験がある？

外国人介護職員の日本語能力の目安は？

外国人介護職員の雇用にあたって受入調整機関等の支援はある？

外国人介護職員が就労可能なサービス種別に制限はある？

看護系学校の卒業生 or 母国政府より介護士に認定

大多数は、就労開始時点で **N3程度** ※3
入国時の要件は 尼・比：N5程度、越：N3

あり
JICWELSによる受入調整

制限あり
介護福祉士の資格取得後は、一定条件を満たした事業所の訪問系サービスも可能

個人による

一部の養成校 ※4の入学要件は **N2程度**

なし

制限なし

監理団体の選考基準による

入国時の要件は **N4程度**

あり
監理団体による受入調整

制限あり
訪問系サービスは不可

個人による

入国時の要件は
・ある程度 日常会話ができ、生活に支障がない程度の能力
・介護の現場で働く上で必要な日本語能力

あり
登録支援機関によるサポート

制限あり
訪問系サービスは不可

福岡県の外国人介護人材の数

○県内の外国人介護人材の数

	令和4年度	令和5年度
介護福祉士候補者(EPA)	41	54
技能実習生(介護職種)	519	843
特定技能(介護分野)	569	1,027
在留資格「介護」	305	472
合計	1,393	2,357

※在留資格「介護」、特定技能は各年12月末、EPA及び技能実習生は各年度末の値を記載

日本語能力試験の目安

日本語能力	目 安
N1	幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N2	日常的な場面で使われる日本語の理解に加えて、より幅広い場面で使われる日本語を理解することができる
N3	日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる
N4	基本的な日本語を理解することができる
N5	基本的な日本語をある程度理解することができる

①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ

○EPAとは？

Economic Partnership Agreement(経済連携協定)の略

→貿易の自由化に加え、さまざまな分野での協力の要素等を含む、幅広い経済関係の強化を目的とする協定

○二国間の連携強化を目的として、日本の介護施設等で就労・研修をしながら、日本の介護福祉士資格取得を目指すもの

①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ

○在留資格
「特定活動」

○在留期間

- ・資格取得前4年(4年目に資格取得ができなかった場合も、一定の条件を満たせば1年延長可)
- ・資格取得後、介護業務に従事する場合、家族帯同が可能となり、在留期間の更新回数に制限なし

○雇用して6か月後、または日本語能力がN2以上の場合に配置基準に含められる(※介護福祉士資格取得前は、訪問系サービスは対象外)

①EPA(経済連携協定)に基づく受入れ

○受入れの仕組み

公益社団法人国際厚生事業団(JICWELS:ジクウェルズ)へ求人登録申請

※受け入れ施設としての要件あり

○福岡県での受入れ状況

- ・H21年度から今年度までの間に介護福祉士候補者162人を受入れ(R6年2月末現在、23施設で54人を受入れ中)
- ・期間満了して国家試験を受験した99人のうち60人が介護福祉士の資格を取得

②在留資格「介護」

○在留資格
「介護」

○在留期間

- ・5年、3年、1年又は3か月
- ・家族帯同が可能で、在留期間の更新回数に制限なし

○雇用してすぐに配置基準に含まれる

③技能実習制度への介護職種の追加

○在留資格
「技能実習」

○在留期間

- ・最長5年
- ・1年ごとの期間更新又は在留資格の変更が必要

○配置基準

- ・実習開始から6か月後、または日本語能力がN2以上の場合に配置基準に含められる
- ・訪問系サービスは対象外

③技能実習制度への介護職種の追加

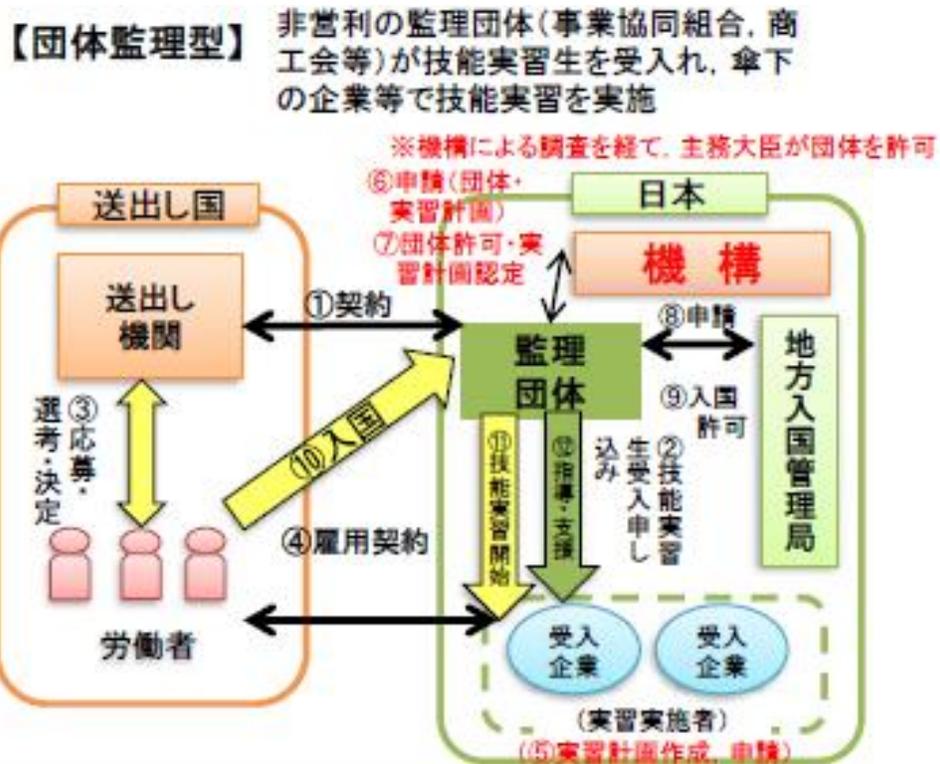
○技能実習「介護」における固有要件

介護固有要件 <small>※技能実習制度本体の要件に加えて満たす必要がある。</small>	コミュニケーション能力の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・1年目(入国時)は「N3」程度が望ましい水準、「N4」程度が要件。2年目は「N3」程度が要件 (参考)「N3」: 日常的な場面で使われる日本語をある程度理解することができる 「N4」: 基本的な日本語を理解することができる (日本語能力試験: 独立行政法人国際交流基金、公益財団法人日本国際教育支援協会が実施)
	適切な実習実施者の対象範囲の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・「介護」の業務が現に行われている事業所を対象とする(介護福祉士国家試験の実務経験対象施設) ただし、技能実習生の人権擁護、適切な在留管理の観点から、訪問系サービスは対象としない ・経営が一定程度安定している事業所として設立後3年を経過している事業所が対象
	適切な実習体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・受入れ人数枠 受入れることができる技能実習生は、事業所単位で、介護等を主たる業務として行う常勤職員(常勤介護職員)の総数に応じて設定(常勤介護職員の総数が上限)。 ・技能実習指導員の要件 技能実習生5名につき1名以上選任。そのうち1名以上は介護福祉士等。 ・入国時の講習 専門用語や介護の基礎的な事項を学ぶ ・夜勤業務等 利用者の安全の確保等のために必要な措置を講じる。 (※)具体的には、技能実習制度の趣旨に照らし、技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年目以降の技能実習生に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。
	監理団体による監理の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・監理団体の役職員に5年以上の実務経験を有する介護福祉士等を配置 ・「介護」職種における優良要件は「介護」職種における実績を基に判断
技能実習評価試験	移転対象となる適切な業務内容・範囲の明確化	<ul style="list-style-type: none"> 一定のコミュニケーション能力の習得、人間の尊厳や介護実践の考え方、社会のしくみ・こころとからだのしくみ等の理解に裏付けられた以下の業務を、移転対象とする ・必須業務=身体介護(入浴、食事、排泄等の介助等) ・関連業務=身体介護以外の支援(掃除、洗濯、調理等)、間接業務(記録、申し込み等) ・周辺業務=その他(お知らせなどの掲示物の管理等)
	適切な公的評価システムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ・各年の到達水準は以下のとおり 1年目 指示の下であれば、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践できるレベル 3年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を一定程度実践できるレベル 5年目 自ら、介護業務の基盤となる能力や考え方等に基づき、利用者の心身の状況に応じた介護を実践できるレベル

③技能実習制度への介護職種への追加

○受入れの仕組み

外国人技能実習機構に許可された監理団体の指導のもと技能実習計画を作成し、同機構による認定を受けることが必要



③技能実習制度への介護職種の追加

○福岡県での受入れ状況

R6年3月末までに外国人技能実習機構に認定された計画のうち、
県内の介護施設等で受け入れる計画は843人

○介護職種受入れに係る許可を受けた監理団体の状況

県内に住所を有する監理団体は75団体(R6年5月14日現在)

③技能実習制度への介護職種の追加

○育成就労制度への移行について

- ・令和6年6月21日に「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が公布され、「育成就労制度」が導入されることが決定。（公布の日から起算して3年以内の政令で定める日に施行）
- ・実習制度に代わり新たに制度化される「育成就労制度」については、技能実習制度との整合性について、整理を行いながら検討を進めることとされた。
- ・現在、国において育成就労制度の基本的な制度設計が行われているが、今後、就労分野別に条件が別途付与される予定。

<技能実習制度と育成就労制度の比較>（令和6年8月現在）

項目	技能実習制度	育成就労制度
制度目的	国際貢献、人材育成 (人材育成を通じた技能移転による国際貢献を目的とする)	人材育成、人材確保 (特定技能1号水準の技能を有する人材育成及び確保を目的とする)
在留資格	技能実習1号・2号・3号	育成就労
滞在修了後	原則帰国	特定技能1号に移行することを想定
在留期間	最長5年	原則3年
日本語能力	N4相当	N5相当
転籍	原則不可	やむを得ない事情がある場合や、本人の意向による転籍が可能。

④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ

- 入管法改正（H30年12月）により、在留資格に「特定技能1号」「特定技能2号」を追加（H31年4月1日施行）
- 中小・小規模事業者をはじめとした深刻化する人手不足に対応するため、生産性向上や国内人材の確保のため取組みを行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野において、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受入れ

④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ

○在留資格

「特定技能1号」

⇒対象14分野に「介護分野」が含まれる

※「特定技能2号」(熟練した技能を要する業務に従事する場合)は対象外

○在留期間

- ・最長5年
- ・家族帯同不可

○雇用してすぐに配置基準に含められる(ただし、6か月間は日本人職員が一体となって介護にあたる、介護技術習得の機会を提供するなど、受入れ施設においてケアの安全性を確保するためのサポート体制が必要)

④介護分野における特定技能の在留資格に基づく受入れ

○人材基準

技能水準：介護技能評価試験等の技能水準

日本語能力水準：国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験
(N4以上)に加えて介護日本語評価試験

○従事する業務

- ・身体介護等(利用者の心身の状況に応じた入浴、食事、排泄の介助等)
- ・付随する支援業務(レクリエーションの実施、機能訓練の補助等)
- ・訪問系サービスは対象外

⑤訪問系サービスにおける外国人介護人材の就労について

○在留資格が「技能実習」、「特定技能」または在留資格「特定活動」で介護福祉士資格が未取得の場合、現状では施設系サービスのみ従事可能。

○令和6年6月に国の「外国人介護人材の業務の在り方に関する検討会」において、「技能実習」「特定技能」及び介護福祉士資格未取得の「特定活動」の外国人にも、訪問系サービスへの従事を認めるべきであるという意見が出された。

○検討会意見に基づき、国で就業要件を整理中であり、早ければ令和7年度に就労可能とするための告示改正が行われる。

1. 介護人材確保の状況
2. 介護人材の必要数と介護人材確保対策
3. 外国人介護人材受入れに関する制度
4. 福岡県の取組

①外国人介護福祉士候補者支援事業

EPAに基づく外国人介護福祉士候補者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、受入れ施設が行う日本語及び介護分野の専門的な知識に係る学習の支援に要する経費に対して助成

補助上限額		
対象経費	基準額	補助率
日本語学習、介護分野の専門知識の学習及び学習環境の整備に要する経費	候補者1人につき 150,000円 (入国年度は就労月数に応じて月割計算)	10/10
喀痰吸引等研修の受講に要する経費	候補者1人につき 75,000円	
外国人介護福祉士候補者の研修担当者の活動に要する諸手当	1受入れ施設 60,000円	

②外国人留学生等の参入促進事業

介護福祉士養成施設における、若年世代・留学生の確保のための取組や、留学生に対するカリキュラム外の日本語学習等の取組に必要な経費に対して助成



②外国人留学生等の参入促進事業

対象経費	補助上限額	補助率
<p>国内人材の確保に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護の専門性や意義などを伝達するための出前講座の実施に係る経費 ・介護施設・事業所と連携して実施する介護の仕事内容のPRに係る経費 	80万円	10/10
<p>外国人留学生の確保に関する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士を目指す留学生を確保するためのPRや、現地教育機関等からの情報収集や現地における留学予定者に対する説明会の開催等に係る経費 ・留学生に対する日本語学習等の課外事業の実施に要する経費 	200万円	

③外国人留学生奨学金等支援事業

介護福祉士資格の取得を目指す意欲ある留学生の修学期間中の支援を図り、将来当該留学生を介護職員として雇用しようとする介護施設等の負担を軽減するため、介護施設等が行う奨学金等の一部を助成

	1 対象経費	補助上限額		4 補助対象期間
		2 基準額	3 補助率	
日本語学校	学費	年額600,000円以内	基準額の 1/3	1年以内
	居住費などの生活費※1	年額360,000円以内		
介護福祉士 養成施設	学費	年額600,000円以内	基準額の 1/3	正規の修学期間※2 (2~4年)
	入学準備金	200,000円以内 (1回限り)		
	就職準備金	200,000円以内 (1回限り)		
	国家試験受験対策費用	一年度40,000円以内		
	居住費などの生活費※1	年額600,000円以内※3		

※1 病気等真にやむを得ないと実施主体の長が認める事由により留年した期間については補助対象期間に含める。

※2 民間賃貸住宅の家賃のほか、食費・光熱費等日常生活上で継続的に発生する経費。

※3 入居に係る初期費用等について、該当月に限り、月50,000円まで加算する。

④介護福祉士就学資金貸付制度

- 介護福祉士の養成・確保、また介護人材の確保に資することを目的として、養成施設在学者に対し、資金の貸し付けを行う。

(※一定期間内で介護業務に従事した場合は返還を免除される)

事業名	介護福祉士修学資金貸付事業
財源	国(生活困窮者就労準備事業費等補助金)9/10・県(交付税措置)1/10
事業概要	介護福祉士養成施設に在学し、介護福祉士の資格の取得を目指す学生に対し修学資金を貸し付けるもの。
貸付対象者	介護福祉士養成施設に在学する者で、卒業後、県内において介護等の業務に従事する予定の者(経済的要件あり)
貸付上限額	学費:月額 50,000円以内 入学準備金:200,000円以内(初回貸付時に限る) 就職準備金:200,000円以内(最終貸付時に限る) 国家試験受験対策費用:1年度当たり 40,000円以内 生活費加算:月額 40,190円~32,610円程度(住民税非課税世帯の子等に限る)
返還免除	介護福祉士養成施設を卒業した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、県内において、5年以上、介護等の業務に従事した場合(全額)

④介護福祉士就学資金貸付制度

○ 平成30年3月から、留学生が利用しやすいように保証人の要件を緩和

- ・必要な保証人数を2人から1人に変更（未成年の場合例外あり）
- ・法人も保証人となれるよう規定を整備

		全体	うち留学生 ()内は法人保証によるもの
令和3年度	貸付契約締結者数	177人	125人 (125人)
	貸付決定額	282,850千円	201,040千円
令和4年度	貸付契約締結者数	187人	132人 (129人)
	貸付決定額	289,087千円	211,200千円
令和5年度	貸付契約締結者数	152人	115人 (113人)
	貸付決定額	245,697千円	187,640千円

⑤外国人介護人材受入支援事業

- 県内で就労する介護職種の技能実習生及び介護分野における特定技能外国人を主な対象として、円滑に就労・定着できることを目的として、介護の基本や介護の日本語、コミュニケーション技術等に関する研修を、集合・オンラインのハイブリッド形式で実施。

- 研修内容
 - ・介護の基本
 - ・コミュニケーション技術
 - ・文化の理解
 - ・介護の日本語(生活や介護現場で使用する漢字、文章の読み書き、方言、介護記録の読み書き 等)

- 研修体制、実施場所(予定)

福岡・北九州・筑豊・筑後の4地区に分け、それぞれの地区もしくはオンラインで実施予定。

⑥外国人介護人材受入施設等環境整備事業

○ 外国人介護職員を受け入れる(予定を含む)介護サービス事業所等が行うコミュニケーション支援等の経費の一部や、外国人留学生が在籍する介護福祉士養成施設が教育の資質の向上等に必要な取組を行う場合の経費の一部を補助。

○ 対象経費、補助率等

対象事業所	対象経費	補助率	補助上限額
介護サービス事業所等	コミュニケーション支援、学習支援、生活支援に必要な取組の経費	2/3	200千円
介護福祉士養成施設	教育の資質の向上等に必要な取組の経費	10/10	550千円

※補助限度額は1施設あたり

⑦その他の取組

○「外国人材受入企業相談窓口」

- ・外国人材の受け入れに際し、在留資格や労働関係法令等、事業主が理解・遵守しなければならない多くの法令等がある。
- ・外国人労働者が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮して適正に就労できるよう、県内企業を対象に窓口での相談対応や講習会を実施。

福岡県外国人材受入相談窓口

○所在地 福岡市博多区東公園2番31号 福岡県行政書士会館内

○電話番号 0120-86-2905

(受付時間:月曜日から金曜日 午前10時から午後5時(国民の休日及び12月29日から1月3日を除く))

○メール soudan01@gyosei-fukuoka.or.jp(受付時間:常時)

《参考》国の外国人介護人材に関する主な事業

○ 外国人介護人材無料相談サポート

- ・介護現場で就労する外国人介護人材を対象に多言語で対応

<主な対応内容>

生活に関すること、VISAに関すること、日本語学習に関すること、労務管理に関すること

相談窓口専用電話：0120-118-370(国内のみ)

+81-3-6206-1129(海外から)

※詳しくは、国際厚生事業団ホームページ>がいこくじん>無料相談サポート

○ 外国人介護人材のための介護福祉士国家資格取得支援講座

- ・介護福祉士を目指す外国人介護人材を対象に、介護福祉士国家資格取得支援講座を開催。

日本介護福祉士会HP：<https://www.jaccw.or.jp/projects/kokusai>

《参考》国の外国人介護人材に関する主な事業

○国際介護人材支援Webサイト「にほんごをまなぼう」

介護現場で必要な日本語能力や基礎的な介護技能を身につけ、介護福祉士国家試験等の試験対策やユーザー同士のコミュニケーションの場を提供するWebサイトとして、日本介護福祉士会が作成・運営。

指導者・管理者向けの機能もあり、外国人の学習の進捗管理等も行える。

国際介護人材支援Webサイト「にほんごをまなぼう」

<https://aft.kaigo-nihongo.jp/rpv/>

※利用には利用者登録が必要です。